

利 用 上 の 注 意

(経済産業省『2022年経済構造実態調査「調査の概要」』
(令和5年7月25日公表・令和7年8月29日一部訂正)より引用)

- 1 「2022年経済構造実態調査製造業事業所調査」(以下「製造業事業所調査」という。)の調査結果は、以下の全てに該当する製造事業所(以下「事業所」という。)について集計したものである。
 - ・個人経営を除く事業所であること
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- 2 事業所について、日本標準産業分類(平成25年10月改定)における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高(製造品出荷額等)を上位から累積し、当該分類に係る売上高(製造品出荷額等)総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とし、その報告を基に全体を推計した上で結果表として集計した。
- 3 調査結果のうち、事業所数、産出事業所数、従業者数については、2022年6月1日現在の数値、製造品出荷額等、品目別出荷金額、付加価値額については、2021年1年間の数値である。
- 4 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。
<ガイドライン>
https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf
- 5 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。
統計表中、「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満であることを示している。
「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

6 集計に用いた産業分類については、以下の点に留意されたい。

- (1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。本編における例外については次のとおりである。

| 本 編 | 日本標準産業分類 |
|-------------------|------------------------------|
| 1421 洋紙・機械すき和紙製造業 | 1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業 |

- (2) 事業所の産業の決定方法は、次のとおりである。

- ・一般的な方法
 - ① 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。
 - ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号(中分類)を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号(小分類)、さらに4桁番号(細分類)を決定し、最終的な産業格付とする。

・特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。具体的には、「中分類22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業(钢管、伸鉄を除く)」、「冷間圧延業(钢管、伸鉄を除く)」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「钢管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜钢管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)」の11産業である。

(3) 「中分類 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

| 製造品名 | 分類 | 製造品名 | 分類 |
|------------------------------|------|---------------------|------|
| 家具・装備品 | 13 | がん具・運動用具 | 325 |
| プラスチック製版 | 1521 | ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品 | 326 |
| 写真フィルム（乾板を含む） | 1695 | 漆器 | 3271 |
| 手袋（合成皮革） | 2051 | 畳 | 3282 |
| 耐火物 | 215 | うちわ・扇子・ちょうちん | 3283 |
| と石 | 2179 | ほうき・ブラシ | 3284 |
| 人造真珠 | 2199 | 喫煙用具（貴金属・宝石製を除く） | 3285 |
| 歯車 | 2531 | 洋傘・和傘・同部分品 | 3289 |
| 目盛りのついた三角定規 | 2739 | 魔法瓶 | 3289 |
| 注射筒 | 2741 | 看板・標識機 | 3292 |
| 義歯 | 2744 | パレット | 3293 |
| 装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く） | 322 | モデル・模型 | 3294 |
| かつら | 3229 | 工業用模型 | 3295 |
| 時計側 | 3231 | レコード | 3296 |
| 楽器 | 324 | 眼鏡 | 3297 |

7 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から、「無期雇用者」、「有期雇用者（1 か月以上）」の区分に変更を行った。

＜ガイドライン＞ https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf

8 製造業事業所調査と工業統計調査（以下「工業統計」という。）は集計範囲等が異なり、過去の工業統計と単純比較できないことから、以下の点に留意されたい。

(1) 製造業事業所調査は、個人経営を除く全ての事業所を集計しているが、工業統計については、国に属する事業所以外の従業者 4 人以上の全ての事業所を調査対象として集計している。

(2) 製造業事業所調査における「在庫額」については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」に従って税込み補正処理の対象外になっており、経済センサス活動調査と同様の扱いとしている。一方、工業統計では、連続性の観点から、「在庫額」について従前より他の記入項目同様に税込み補正処理をしている。なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10%）と異なる。

【問い合わせ先】

広島県 総務局 統計課 産業統計グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL (082) 513-2540 (ダイヤルイン)

この内容については、広島県のホームページでも提供しています。

「広島県統計課」で検索してください。

ホームページアドレス <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/21/>